

規制影響分析書

平成20年1月

規制の名称	医療機関における標榜診療科名の限定列挙方式から包括的に規定する方式への規制緩和							
主管部局・課室	医政局 総務課							
関係部局・課室	医政局 歯科保健課							
関連する政策体系	<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td><td>I</td><td>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</td></tr> <tr> <td>施策目標</td><td>1</td><td>地域において適正かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること</td></tr> </table>		基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	施策目標	1	地域において適正かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること						
施策目標	1	地域において適正かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること						

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

- 医療機関が標榜可能な診療科は、現在医療法施行令に限定的に列挙されており、これ以外の診療科名の標榜は法令で規制されているが、これらの他に「乳腺外科」等新たな診療科名の標榜に関する要望が関係学会、患者団体などから寄せられている。
- 現在の標榜診療科名は、一般的な診療科と専門性の高い診療科が混在しており、国民・患者から見て必ずしもわかりやすいものとはなっていないという指摘が医道審議会の委員などからある。
- また、平成18年の医療法改正によって、「患者等への医療に関する情報提供の推進」に関する取組として、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、医療機関が広告可能な事項について、「病室数」、「従業員数」など個別事項を細かく限定する方式から、「提供している治療内容」、「医療従事者の専門性」など客観的な事実について相当程度まで広告可能な内容に拡大する規制緩和が行われた。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的	標榜診療科名を、「内科」、「外科」、「循環器科」などの一部の診療科名のみ限定している現在の方式から、「循環器内科」、「腎臓内科」など一定の性質を有する事項を包括的に規定する方式に改め、標榜できる診療科名を拡大するもの。 これによって、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を支援するものである。
根拠条文	医療法第6条の6第1項

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【国民への便益】(便益分類：A) 国民においては、詳細な診療科名を標榜できるようになることにより、受診する医療機関に関する情報をより詳細に入手することが可能となる。 【医療機関への便益】(便益分類：A) 医療機関においては、得意とする専門領域をより詳細かつ具体的に表示することが可能となり、患者及び国民に対して多様なサービスを提示することが可能となる。
--

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用	(費用分類：B)
新たな費用の増減は発生しない。	
行政費用	(費用分類：B)
新たな費用の増減は発生しない。	
その他の社会的費用	(費用分類：C)
新たな標榜診療科名を広告する場合、医療機関に看板の書き換え等の費用負担が生じる。	

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

当該規制緩和は、新たな標榜診療科名を広告する医療機関に生じる看板書き換え等の負担すべき費用に比して、国民が医療機関に関する情報をより詳細に入手することが可能となること、医療機関が多様なサービスを提示することが可能となることなど、便益は極めて大きく、適切な手段であると考えられる。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

医療機関における診療科名の広告規制については廃止する。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【国民への便益】(便益分類：A)

国民においては、詳細な診療科名を標榜できるようになることにより、受診する医療機関に関する情報をより詳細に入手することが可能となる。

【医療機関への便益】(便益分類：A)

医療機関においては、得意とする専門領域をより詳細かつ具体的に表示することが可能となり、患者及び国民に対して多様なサービスを提示することが可能となる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用	(費用分類：B)
新たな費用の増減は発生しない。	
行政費用	(費用分類：B)
新たな費用の増減は発生しない。	
その他の社会的費用	(費用分類：C)
新たな標榜診療科名を広告する場合、医療機関に看板の書き換え等の費用負担が生じる。	

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

新設する規制緩和において、想定される費用は広告のための費用のみであるが、国民が医療機関に関するより詳細かつ適切な情報を入手することが可能になること、医療機関が多様なサービスを提示することが可能になるなどの便益がある。一方、診療科名の広告規制を廃止してしまうと、適切な医療機関の選択という観点からは、医療に関する知識の少ない患者・国民側に大きな混乱が生じる。よって、規制の廃止に比して新設する規制緩和の方が国民、医療機関の受ける便益は大きく、適切な手段であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

医道審議会医道分科会診療科名標榜部会における審議の結果、平成19年9月21日に「標榜診療科名の表記方法について（意見書）」が取りまとめられ、上記の規制緩和に関して意見を頂いているところ（内容については上記内容と同一）。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

常設されている医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において、施行の状況について検討を加えるとともに、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。